NPO法人の設立登記を行わない団体に対する認証の取り消しについて

平成23年6月に、特定非営利活動促進法(以下「NPO法」といいます。)の改正が行われ、平成24年4月1日から施行されました。今回の法改正に伴い、所轄庁は、NPO法第12条の規定に基づく認証を受けた者が、認証日から6月を経過しても設立の登記を行わない場合は、同法第13条第3項の規定に基づき、設立の認証の取り消しができるようになりました。

川崎市では、この規定に基づき、認証に至ったものの特定非営利活動法人(以下「NPO法人」といいます。)設立の意思がないものとして、設立登記を行わない団体に対する設立の認証の取り消し手続を実施します。

1 設立未登記団体に対する設立の認証の取り消し手続きについて

(1) 法第13条第3項に基づく設立の認証の取り消し処分

NPO法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより成立します。 NPO法人の設立の認証を受けた者は、組合等登記令(昭和39年政令第29号)第2条に基づき、設立の認証があった日から2週間以内に設立の登記を行う必要があります。成立後は法第13条第2項の規定に基づき、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び財産目録を添えて、所轄庁に届け出なければなりません。設立の認証を受けた者が、認証のあった日から6月を経過しても設立の登記をせず、所轄庁に対する届出書の提出がない場合、川崎市はNPO法人の設立の認証の取り消し手続を開始します。

【参考】

■特定非営利活動促進法

第13条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

(略)

3 設立の認証を受けた者が認証のあった日から六月を経過しても第1項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

(2) 申請に基づく認証取り消し

NPO法人の設立の認証を受けてから、何らかの事情でNPO法人を設立することができなくなった団体の設立代表者等から、認証を取り消して欲しい旨の申請があった場合は、その申請に基づき、認証を取り消します。

2 設立登記を行わない団体への対応

- ① 認証後「設立登記完了届出書」の届出がない場合、設立代表者等に対して、電話又はFAXにて催告を行います。
- ② ①の催告から約3月を経過しても届出がない場合、設立代表者等に対して督促文書を送付します。
- ③ 認証日から6月を経過後しても届出がない場合は、法務局に登記状況の確認を行います。
- ④ ③により、設立の登記が完了していることを確認した場合は、当該NPO法人に対し、届出をしないことについての確認を行います。
- ⑤ ③により、設立の登記が完了していないことを確認した場合は、設立の認証の取り消し手続きを開始します。

設立登記を行わない団体への手続き

時 期	手続きの流れ	根拠条文
認証		
認証後 「設立登記完了届出書」 未提出 《催 告》	「設立登記完了届」が未提出で あることについて、設立代表者 等に対して、電話(又はFAX) 催告	
催告から約3月後 ≪督 促≫	提出がない場合 設立代表者等に対して、 督促	
認証から6月経過後 《登記事項の確認》	単当該団体の登記状況を確認 《登記せず、法人が成立していなかった場合》 設立の認証の取り消し手続きを開始する。	法第13条 第3項